令和５年６月～令和６年１月の**毎月１５日**は
kamicaの日

kamicaの日に**kamicaマネー**でお支払いすると、

kamica 通常ポイント＋１０倍

※通常２００円（税抜）につき、１ポイントのところ１０ポイント付与
※kamicaの日の１０倍分のポイントは同月末に付与します。
※kamicaの日の１０倍分のポイントは履歴に掲載されません。
※kamicaの日の１０倍ポイントは、全加盟店で付与されますが、利用はポイント利用可能店のみとなります。
※１ポイントで１円分のお支払いが可能です。

kamica マネーチャージキャンペーン

kamicaカード（またはアプリ）にチャージ（入金）した額の２０％分を期間限定ポイントで還元します。

◆期間　7月4日（火）9時～7月31日（月）

※期間内であっても予定額に到達した場合、キャンペーンは終了します。
※還元上限　期間限定ポイント１０,０００ポイント
（５万円超えてチャージしてもポイントはつきません。）

※期間限定ポイントの有効期限 9月30日（土）

【問い合わせ先】
香美市商工会 ☎53－4111
商工観光課 ☎53－1084

検診や健診でkamicaにポイントが付与されます！！

◆集団がん検診・個別検診(医療機関検診)

令和5年度に市が実施する集団がん検診および個別検診（医療機関検診）を受診した方に、**100**ポイント（1検診につき）を付与します。
【対象の検診】胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診
【ポイント付与】集団がん検診受診者には、受診月の翌月の月末、個別検診受診者には、結果通知後の翌月の月末
【問い合わせ先】健康推進課健康づくり班 ☎52−9282

◆乳幼児健診

令和5年度に乳幼児健診（集団健診）を受診した乳幼児に、健診1回につき**100**ポイントを付与します。
【対象の健診】市の実施する乳幼児健診（4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）
【ポイント付与】受診月の翌月の月末 ※受診した乳幼児の『kamica』にポイント付与します。
【問い合わせ先】健康推進課親子すこやか班 ☎52−9281

◆特定健診

40歳から44歳（令和6年3月末時点）の国保被保険者で、令和6年1月末までに特定健診を受診した方に、**300**ポイントを付与します。
【ポイント付与】受診から約3カ月後
【問い合わせ先】市民保険課保険班 ☎53−3115

危険物安全週間

６月４日～10日は、危険物安全週間です。
ガソリン・灯油等の石油類をはじめとする危険物は、事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活に欠かすことのできないものになっています。しかし、これらの危険物は、火災等の災害を誘発する危険性を持っています。
私たちの身の回りには、潤滑油スプレー・ヘアスプレーなど、危険物を使用した製品が多くあります。
ふだんの取り扱いや保管方法にも注意が必要ですが、特にごみとして廃棄する際には、完全に使い切ってから捨てなければ、ごみ収集車の火災にもつながるため大変危険です。
また、セルフ方式の給油所での適切な給油方法等もご確認ください。

【危険物安全週間推進標語】
『意志つなぐ　連携プレーで　事故防ぐ』

【問い合わせ先】
消防課予防班
☎53・4179

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

法務局では、**自筆証書遺言書保管制度**に関する事務を取り扱っています。
本制度は、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。
本制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざん等を防止できるほか、家庭裁判所の検認手続きが不要となります。
ご自身の財産を大切な人へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言書を検討し、ぜひ本制度をご活用ください。
詳しくは、お近くの法務局へお問い合わせください。
また、企業・各種団体・グループを対象として、本制度に関する**出張説明会**も実施していますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
高知地方法務局供託課
（出張説明会問い合わせ先）
☎088・822・3331
高知地方法務局香美支局
☎52・3049

香北B＆G海洋センターパブリックコメント

香北町吉野にある香美市香北B＆G海洋センターは開設から33年が過ぎ、施設の老朽化等のため、令和３年度より休館している状況です。
プールを再開するにあたり、改修工事費に加え維持費等を検討しました。継続は大変厳しい状況であると判断し、センターの廃止を検討しています。
センターの廃止について、パブリックコメント（意見公募）により、市民の皆さまからのご意見を募集します。

【資料配布場所】
生涯学習振興課および教育委員会香北・物部各分室
※香美市ホームページにも掲載しています。

【期間】６月１日（木）～７月７日（金）
８時30分～17時15分

【提出方法】住所・氏名・電話番号を記入し、郵送・FAX・電子メール・持参での提出をお願いします。

【問い合わせ先】生涯学習振興課　☎53・1082

特定計量器定期検査が実施されます

取引や証明に使用する計量器は、計量法により２年に一度定期検査を受ける必要があります。今年が検査の年で、下の日程で県の機関による検査が実施されます。

【手数料】計量器の種類により異なります。詳しくはお問い合わせください。

【対象になる計量器】
◆スーパーや商店等で、量り売りに使用するはかり
◆病院や保健所、学校、保育所等で、体重の記録用に使用する体重計
◆薬局等で、調剤用に使用するはかり
◆宅配業等で、運賃の計算に使用するはかり

【対象にならない計量器】
◆飲食店等で、調合用に使用するはかり
◆温泉や銭湯に備えつけられている体重計
◆郵便物の発送のとき、料金の目安を調べるために使用するはかり
◆工場等で原料の調配合や工程管理に使用するはかり

検査日程	受付時間	検査場所
６月１９日(月)	10：30～11：45 13：00～14：30	香美市役所物部支所
６月２０日(火)	10：00～11：45 13：00～15：00	香美市役所香北支所
６月２１日(水)	10：00～11：30	香美市立農山村コミュニティセンター(須江)
	13：30～15：00	片地地区多目的集会所
６月２２日(木)	9：30～11：45 13：00～15：30	高知県中央東福祉保健所

【問い合わせ先】
高知県工業技術センター計量検定室
☎088・845・7770
香美市役所 商工観光課
☎53・1084